

公益財団法人武蔵野文化事業団と
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の
統合検討委員会

報 告 書

令和 2 (2020) 年 7 月

目 次

I	はじめに	1
II	両事業団の概要	2
1	公益財団法人武蔵野文化事業団	2
2	公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団	4
III	検討に至る経緯	6
1	統合検討委員会設置までの経緯	6
2	統合検討委員会設置後の動向	8
IV	統合検討に関する調査	9
1	団体アンケート調査	9
2	職員アンケート	10
V	両事業団の役割	12
VI	統合により期待される効果	14
1	市民文化の醸成	14
2	効率的・効果的な事務事業の展開	15
3	組織力の強化	16
VII	統合に向け整理すべき課題	17
1	統合に向けた主な課題	17
VIII	統合の形態等	20
1	合併	20
2	公益認定の変更申請	20
IX	統合に向けたスケジュール案	22
1	統合に向け整理すべき項目	22
2	統合のための手続き	23
3	統合に向けた主な手続きとスケジュール案	24
4	当面のスケジュール	24

【参考資料】

(1) 検討等の経緯	25
(2) 統合検討委員会 設置要綱	26
(3) 団体アンケート調査票（様式）	28
(4) 職員向けアンケート（様式）	31
(5) 主な関係法令	32

I はじめに

公益財団法人武蔵野文化事業団（以下「文化事業団」という。）は昭和59(1984)年11月1日に、また公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団（以下「生涯学習振興事業団」という。）は、平成元(1989)年11月3日に財団法人武蔵野スポーツ振興事業団として発足した。いずれも、武蔵野市（以下「市」という。）が基本財産の全額を出捐して設立した市の財政出資団体である。

市は、自らが出資や財政支援を行う団体（以下これらを「財政援助出資団体」という。）に行政サービスの一部を委任することにより、直営で行うよりも効率的・効果的かつ柔軟に市民サービスを提供してきた。現在、財政援助出資団体は、文化事業団や生涯学習振興事業団を含め、15の団体に及んでおり、福祉・子育て・文化・スポーツなど様々な公共サービスを担い、質の高いサービスを市民に提供している。

文化事業団と生涯学習振興事業団は、その設立以来、市が設置した公の施設に関する管理を主たる業務としながら、それらの施設を活用した企画・運営を行ってきたが、平成15(2003)年には地方自治法の改正により公の施設にかかる指定管理者制度が施行され、民間企業との競合も視野に入れたより効率的・効果的な事業運営が団体に期待されるようになった。また、一方で両事業団は、平成20(2008)年に施行された公益法人制度改革の中で公益認定を取得し、地域における不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することが事業団の明確な使命となった。

このようなことなどを背景に、市では、財政援助出資団体にかかる課題と方向性について精査するため委員会を設置し、平成26(2014)年5月にその結果を「武蔵野市財政援助出資団体现在方検討委員会報告書」にまとめた。報告書には、両事業団について「統合することで、文化・生涯学習・スポーツ分野の市民サービスを一体として推進する」として中長期的に統合する市としての方向性を示した。さらに「武蔵野市第五期長期計画・調整計画（平成28(2016)～32(2020)年度）」では「市民にとっての市民文化の享受と発信に資するものである。これらを一体的に推進し、さらなる市民文化の発展を目指していくため、両法人の統合の準備を進める」としており、「武蔵野市第六期長期計画(令和2(2020)～令和11(2029)年度)」でも考え方が引き継がれている。

武蔵野市長期計画の記載事項は、このまちの市政における重要な課題であり、市が設立に深く関わる両事業団においても重く受け止めなければならない。長期計画で示された市民サービスの向上にさらに資するために、また一法人として今後のあり方を見据えることも含め、両事業団としてこの課題をとらえ直す必要がある。

両事業団では、このような状況を踏まえ、平成31(2019)年4月に公益財団法人武蔵野文化事業団と公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会を設置し、両事業団の統合の効果と統合に向けた課題、両事業団の効果的な統合のために必要な事項等を検討してきた。

本報告書はその内容についてとりまとめたものである。この報告を踏まえ、今後両事業団において統合にかかる具体的な検討を進めていく。

Ⅱ 両事業団の概要

1 公益財団法人武蔵野文化事業団

(1) 設立経緯

武蔵野市立武蔵野市民文化会館と武蔵野市立武蔵野芸能劇場の竣工を機に、昭和59(1984)年11月1日、民間のすぐれた人材を広く登用し、最少の経費をもって、市民にすぐれた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助して、より生き生きとした文化活動を創り出し、あわせて施設のより効果的運営を図り、文化都市“武蔵野”にふさわしい、市民の文化活動が豊かにつくりだされるため、「財団法人武蔵野文化事業団」として発足。平成23(2011)年4月1日に公益財団法人としての認定を受け、名称も「公益財団法人武蔵野文化事業団」となった。平成31(2019)年4月現在、8施設の管理・運営を行っている。

(2) 定款（目的・事業）

この法人は、市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

- ① 市民文化の振興を図るための文化事業の企画と実施
- ② 地域文化の活性化を図るため、市民団体等の舞台芸術活動に対する援助
- ③ 市から受託する文化施設の管理運営
- ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 基本財産 801,720,000円

(4) 財務状況

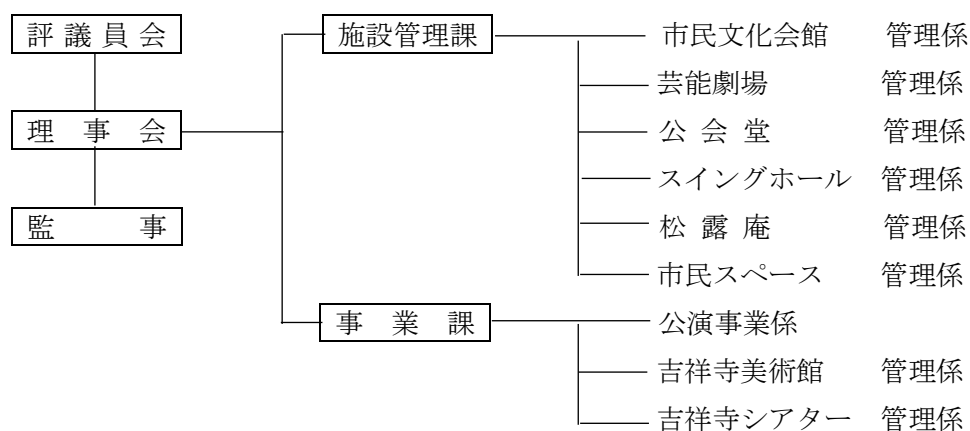
(円)

科 目	平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度予算
経常収益	995,249,458	954,769,566	957,470,000
入場料収入	194,832,388	141,218,952	173,307,000
管理受託収入※1	748,169,680	737,812,000	761,291,000
その他	52,247,390	75,738,614	22,872,000
経常費用	1,020,282,610	956,449,749	957,400,000
事業費	959,677,206	923,489,589	946,134,866
管理費	25,850,744	20,040,140	11,265,134
その他	34,754,660	12,920,020	0

※1 市からの指定管理料及び委託料

(5) 組織体制（平成31(2019)年4月1日現在）

① 組織図



② 役員 理事 6 名（理事長・常務理事含む）、監事 2 名、評議員 5 名

③ 職員 職員 12 名（内市からの派遣職員 4 名）

嘱託職員 25 名

(6) 主な特徴と課題

武蔵野市民文化会館、武蔵野芸能劇場、武蔵野公会堂、武蔵野スイングホール、吉祥寺美術館、松露庵、吉祥寺シアター、かたらいの道市民スペースという 8 つの施設の指定管理者として安定して運営するとともに、音楽公演、伝統芸能、伝統文化、展覧会、演劇・ダンス公演と幅広い事業を展開し、高い評価を得ている。

音楽等公演では、年間120本以上の公演事業を開催し、市内外から多くの集客を得るほか、アウトリーチ事業として学校連携や、アルテ親子まつりなどファミリー層に向けた事業も充実を図っている。吉祥寺美術館では、所蔵作家の常設展示、年 4 本程度の企画展示に加え、武蔵野アール・ブリュットなど市民協働事業を展開、演劇・ダンスに特化した劇場である吉祥寺シアターでは、幅広いラインナップでの公演を実現している。

課題としては、公会堂や芸能劇場など施設の老朽化・バリアフリー対策、新たな観客層の開拓、職員の能力開発・モチベーション向上と嘱託職員の処遇等の見直しについてなどが挙げられる。

2 公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団

(1) 設立経緯

総合体育館の竣工を機に市民スポーツの一層の振興を図るため、平成元(1989)年9月29日に財団法人武蔵野スポーツ振興事業団として発足。従来の活動に加え、ひと・まち・情報創造館 武蔵野プレイスの指定管理者となることを機に、平成22(2010)年4月に名称を財団法人武蔵野生涯学習振興事業団と変更し、平成23(2011)年4月1日に公益財団法人としての認定を受け、名称も公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団に変更した。平成30(2018)年にはリニューアルオープンした吉祥寺図書館の指定管理者となり、平成31(2019)年4月現在、11施設の管理・運営を行っている。

(2) 定款（目的・事業）

この法人は、すべてのライフステージにおいて、市民一人ひとりが自発的にスポーツや学習、交流等の生涯学習活動に取り組めるような環境を整備し、生涯を通じた健やかな心身の育成と地域社会の発展を推進し、もって潤いのある豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

- ① 生涯学習振興に関する事業
- ② スポーツ振興に関する事業
- ③ この法人の目的の範囲内で行う市からの受託事業
- ④ この法人の目的の範囲内で行う市の施設の管理運営に関する事業
- ⑤ 旅行業法に基づく旅行業
- ⑥ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ⑦ 市立自然の村の管理運営に関する事業
- ⑧ 前項各号に附帯する事業

(3) 基本財産 500,000,000円

(4) 財務状況

(円)

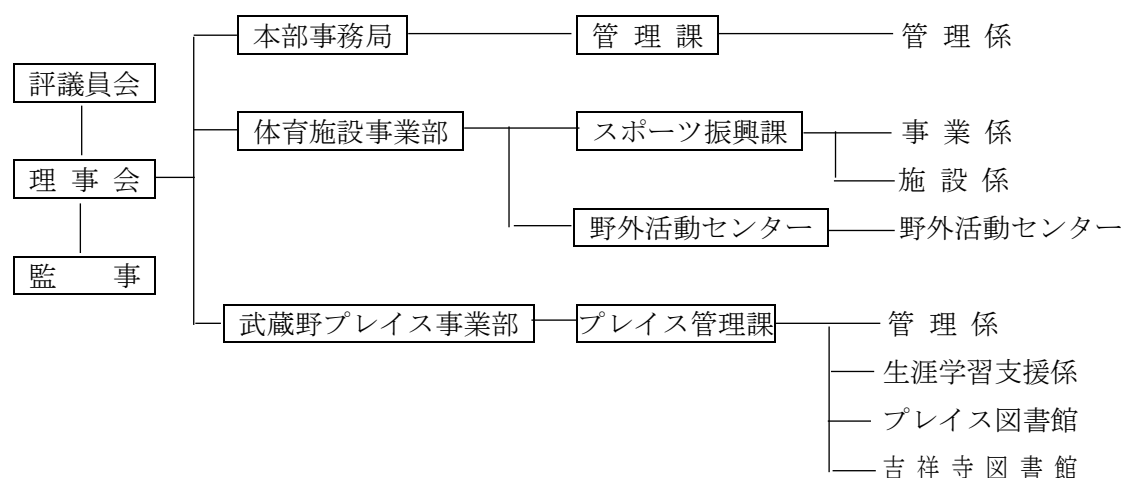
科 目	平成29年度決算	平成30年度決算	令和元年度予算
経常収益	1,281,393,727	1,466,237,800	1,523,054,000
自主事業収益 ※2	34,015,115	31,120,190	31,061,000
業務受託事業収入 ※3	1,236,474,745	1,422,141,999	1,482,026,000
その他	10,903,867	12,975,611	9,967,000
経常費用	1,276,626,373	1,458,096,360	1,532,357,000
事業費	1,238,714,975	1,416,261,003	1,493,262,063
管理費	37,911,398	41,835,357	39,094,937

※2 事業の参加料（指定管理者制度における「自主事業」とは異なる）

※3 市からの指定管理料及び委託料

(5) 組織体制（平成31(2019)年4月1日現在）

① 組織体制



② 役員 理事7名（理事長・常務理事含む）、監事2名、評議員7名

③ 職員 職員 51 名（内市からの派遣職員 8名）

嘱託職員 67 名

高年齢者再雇用職員 2名

(6) 主な特徴と課題

体育施設、武蔵野プレイス、境南ふれあい広場公園、吉祥寺図書館、自然の村の指定管理者として、幅広い事業を展開している。特にプレイスと吉祥寺図書館では、入館者数が予想を大きく上回り、各種事業も含めて高い評価を得ている。

体育施設事業部ではスポーツ教室事業、スポーツイベント事業、野外活動事業等の多種多様な事業を実施し、プレイス事業部では図書館、生涯学習、市民活動、青少年活動の各機能での事業を充実させるとともに、プレイスフェスタに代表される4機能が連携する事業を実施している。また、スポーツ教室の出張開催、土曜学校、読書の動機付け指導、大学等との連携事業などにより、市内全域にむけて生涯学習活動も展開している。

課題としては、体育施設と吉祥寺図書館の老朽化・バリアフリー対策、Sports for ALL事業をはじめポスト・オリンピック・パラリンピックのスポーツ推進体制の検討、嘱託職員（特に無期雇用嘱託職員）のモチベーション高揚と処遇などが挙げられる。

Ⅲ 検討に至る経緯

1 統合検討委員会設置までの経緯

市の財政援助出資団体は、行政の補完的な役割として、柔軟かつ効果的な住民サービスの提供を行うことを目的として設立された団体であり、その運営にあたっては、民間の経営手法を活かすべく事業展開を行っている。

市は、出資又は財政援助の主体としての責任を果たすため、財政援助出資団体に対する指導監督を行ってきた。平成8(1996)年8月に「武蔵野市財政援助出資団体指導事務要綱」を制定して指導監督の要領を明確化したほか、平成16(2004)年7月には「武蔵野市財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針」を策定して各団体の経営責任を明らかにするとともに、経営評価制度を導入することとした。この方針に基づき、事業、財務、人事・組織の3項目における経営目標と、それぞれの目標についての達成状況が毎年各団体から市に報告されるとともに、市による厳格な評価が行われている。

(1) 武蔵野市財政援助出資団体の調査及び在り方に関する検討報告書

市は、公共サービスの一役を担う主体として財政援助出資団体を設立してきたが、サービスの提供主体が多様化する一方で、公の施設の管理において指定管理者制度が導入されるなど「公共」の概念が変化している状況を踏まえ、財政援助出資団体のあり方や市の関与のあり方を検討するための基本的な考え方として基本方針を策定することとした。その基本方針の策定に資するため、市は民間の監査法人に財政援助出資団体の課題や今後の方向性についての助言を求め、その結果が「武蔵野市財政援助出資団体の調査及び在り方に関する検討報告書（平成24(2012)年12月）」としてまとめられた。

報告書は、「生涯学習においても芸術・文化活動が活発になっており、また、スポーツの文化としての側面が取り上げられるようになり、芸術・文化と、生涯学習やスポーツというジャンルの垣根が低くなってきている。これらの活動について一体的な取り組みを行うことで、より一層効果的で充実した芸術・文化事業を展開し、施策を統一的に体现できると考えられる。また、経営面においては、他の団体と統合する場合には団体ごとの異なった文化を統合しマネジメントしていくことが必要となるが、職員が他の部署の業務や新しい文化に触れることで、より幅広く高い水準のサービスを実現することも可能となるといえる。その観点からすると、生涯学習振興事業団は、図書館等の機能を有しているとともにスポーツ分野をも担っており、また既に施設予約システムの統合を行っていることから、スポーツも含めた多様なサービスの提供、更なる利便性の向上が図られることから、統合も選択肢に含めて検討していくことが望まれる」として、文化事業団と生涯学習振興事業団の統合が、その後の財政援助出資団体のあり方にかかる一つの選択肢として提案された。

(2) 武蔵野市財政援助出資団体存在方検討委員会報告書

市は、第五期武蔵野市長期計画において、「財政援助出資団体に関する将来像の検討」が掲げられたことを受けて、社会状況の変化等を背景に、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査するため平成24（2012）年5月に「武蔵野市財政援助出資団体存在方検討委員会」を設置した。委員会は、民間監査法人が提出した「武蔵野市財政援助出資団体の調査及び存在方に関する検討報告書」のほか、財政援助出資団体や所管課との意見交換等を踏まえ、財政援助出資団体に対する市の考え方を「武蔵野市財政援助出資団体存在方検討委員会報告書（平成26（2014）年5月）」にまとめた。

報告書は、今後の財政援助出資団体にかかる指導監督のあり方の見直し案として、中長期的に文化事業団と生涯学習事業団を統合し、「文化・生涯学習・スポーツ分野の市民サービスを一体として推進する」という方針を明らかにした。

見直し案は、武蔵野市福祉公社と武蔵野市民社会福祉協議会の統合についても検討課題として掲げた。

(3) 武蔵野市第五期長期計画・調整計画

武蔵野市長期計画は、市が目指すべき将来像を示すとともに、市が実施する政策の根拠となる最も重要な計画である。

平成27（2015）年度にまとめられた「武蔵野市第五期長期計画・調整計画（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）」は、「（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の活動はともに、市民にとっての市民文化の享受と発信に資するものである。これらを一体的に推進し、さらなる市民文化の発展を目指していくため、両法人の統合の準備を進める」とした。また、調整計画は、社会の変化に対応していく行財政運営を進めるためにも、両事業団の統合を進め、「より効率的・効果的なサービス提供を実現する」ともしており、市民文化の醸成と、より効率的・効果的なサービスの提供の実現が、統合の大きな目的であることが示されている。

(4) 武蔵野市文化振興基本方針

文化事業団と生涯学習振興事業団の統合は、市民文化の醸成を大きな目的のひとつとするが、市では、平成30（2018）年11月、文化を振興し、文化で地域の持続的な発展を目指すことを目標として、市として初めてとなる、文化振興基本方針を策定した。

基本方針は、「Ⅶ 方針の推進にあたって」において「従来の評価の高い公演事業の実施に加えて、地域の文化振興の拠点として文化施設が担うべき新たな役割を踏まえて、芸術体験・創造型事業の企画や実施、文化振興の担い手との連携の強化など、団体としての機能を拡充していく必要があります。そのために、既に第五期長期計画・調整計画に示されている、生涯学習振興事業団との統合を進め、期待される役割を担いうる体制づくりを行っていきます。」として文化振興を促進するうえで「期待される役割を担いうる体制づくり」のため、文化事業団と生涯学習振興事業団の統合を進めることを示した。

(5) (公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会設置に関する覚書

上記のような経緯を背景に、市と文化事業団、生涯学習振興事業団では両事業団の統合について検討を行ってきたが、この間、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や武蔵野市立吉祥寺図書館への指定管理制度の導入など、喫緊の課題への対応が優先されたため、統合については大きな進展が見られなかった。

その後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については実行委員会の運営や気運醸成のための事業が進捗したこと、吉祥寺図書館についてはリニューアルが完了し平成30(2018)年4月から生涯学習振興事業団による指定管理が開始されたことなどから、あらためて統合にかかる本格的な検討を進めることとし、平成31(2019)年4月両事業団において「(公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会設置に関する覚書」を締結した。

覚書の締結を受けて、両事業団では「公益財団法人武蔵野文化事業団と公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会設置要綱」を制定し、委員会により統合に向けた具体的な検討を開始した。

2 統合検討委員会設置後の動向

(1) 武蔵野市第六期長期計画

市では、「武蔵野市第五期長期計画・調整計画」の計画期間が令和2(2020)年に終了することから、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度を計画期間とする「武蔵野市第六期長期計画」を策定した。

第六期長期計画では、財政援助出資団体について「その重要性がより高まっていることから、さらなるサービス水準の向上や効果的・効率的な団体運営を求めていく必要がある。そのため、適切な評価と指導・監督を行い、各団体の役割や状況に応じた形での自立化や経営改革等を支援しながら、連携・協働を引き続き推進する」としており、文化事業団と生涯学習振興事業団については「市民にとっての文化の享受と発信において、(公財) 武蔵野文化事業団と(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団の活動が寄与することがますます期待される。両事業団の持つ資源を有機的に結びつけた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図るため、統合に向けた取組みを支援する」としている。

(2) その他の動向

財政援助出資団体に対する市の関わりや指導・監督については、市議会に上程(令和元年第4回定例会)された「武蔵野市自治基本条例」にも示されている。

市では、このほか「武蔵野市生涯学習計画(令和2(2020)年度～)」の策定作業が進んでいるほか、「スポーツ振興計画(平成20(2008)年度～)」の改定も見込まれる。

統合検討委員会による検討にあたっては、これらの計画の動向についても注視し、必要な視点を取り込んでいく必要があった。

IV 統合検討に関する調査

両法人ともに、また市においても、公益財団法人の統合という経験はない。そこで、統合によって予想されるその効果や課題を検証するため、先例となる他団体へのアンケート調査と両法人職員へのアンケート調査を実施した。

1 団体アンケート調査

事前調査により法人同士の合併に類する経験を有すると思われる団体を絞り込み、結果6団体に対してアンケート調査を行った。そのうち、近隣かつ日程調整ができた2団体については視察にて直接視察（ヒアリング）調査を行った。なお、今回の調査においては、統合にあたっての課題などについて各団体から率直な回答を引き出すため、被調査団体は公表しないことを前提に照会をさせていただいた。調査結果の概要は以下のとおり。

※ 団体アンケートの様式は巻末【参考資料】参照

(1) 合併事例

今回調査対象とした各団体の規模は、職員数が10人台から150人台、事業予算が3億円台から27億円台と幅があった。

調査団体の選別にあたっては、自治体から公の施設の指定管理を受託する団体で、公益財団法人同士の合併実績のあるもの、又はスポーツや文化などで複数の事業を統合した実績がある団体を検索したが、統合実績のあるものの大部分が、国の公益法人改革の中で新制度に移行するための猶予期間（平成20(2008)年12月から5年間）に整理統合され、公益法人化された団体であった。

なお、実際に調査した団体中、公益法人改革以後で二以上の公益法人が合併した事例は1団体のみで、そのほかは、猶予期間中に統合・公益法人化した団体、あるいは従前自治体直営だった施設あるいは新規に自治体が設置した施設を、新たに管理することになった事例などであった。

(2) 合併、事業統合等の状況

合併等の経緯については、「市政の方針」（外郭団体の見直し等）あるいは「既存法人の解散」を受けて進められたことがアンケートに明記されており、2以上の法人合併または法人解散にともなう統合を行った事例については、具体的な検討開始から完了までにおよそ2年間を要していた。また統合等での苦労、時間を要したことについては、「統合後の理事・評議員・監事の選出」、「規程等の統一」、「財務会計システムの一元化」、「職員の処遇差」が挙げられた。

(3) 多様な事業の展開による効果と課題

スポーツや文化、生涯学習など多様な分野で事業展開することの効果として、まず外部からみた効果は、「事業連携による多様な企画やサービスの提供」、「情報及び広報の一元化による、多様な情報の提供」、「事業会場の選択肢増」などが挙げられ、次に組織内部における効果は、「人材育成の複線化」、「人事異動の選択肢増」、「職員の意識改革と意欲の醸成への期待」、「異部門との共同事業による新たな事業展開への期待」、「管理部門の経費削減」、「管理部門の専門性強化」などが挙げられた。

一方で課題としては、外部からみた課題は、「事務所（拠点）の物理的分散による移動コスト増（意思決定にかかるスピード、コスト増）」、「組織名称が市民等に与える印象のリスク」、「文化施設とスポーツ施設の予約方法が別な（乗り入れできていない）状態」などが挙げられ、組織内部における課題は、「専門性が高い施設の集合体であることから、現場職員が異動しにくく閉塞感がある」、「異なる部門間における職員の認識の差や細部の処理方法の相違」、「異なる部門間における会計処理方法の違い」などが挙げられた。

なお、上記の課題を解消するために新たに始めたこと、工夫したこととして、「事務所の統一」、「例月施設長会議の開催」、「広報誌のレイアウト統一」、「グループウェアの導入」、「例年の職員全体研修実施」などが挙げられた。

2 職員アンケート

両事業団の正規職員62人を対象にアンケート調査を行い、結果48人から回収（回収率77%）した。結果概要は以下のとおり。

※ アンケートの様式は巻末【参考資料】参照

(1) 利用者、住民、市民団体からみた統合の効果

「施設間連携事業の展開」や「社会教育・生涯学習・文化活動に関する情報がひとまとまりに得やすくなる」、「新たな価値観を求める人々により地域に回遊性が生まれ、市の活気がさらに高まることが期待できる」、「スポーツをやっている人が、芸術文化に触れる機会を増やせる（その逆も）」、「登録や施設予約などがワンストップでできる」などが挙げられた。これらは、事業やサービスの融合による地域の活性化、あるいは分野連携によるサービス等の多様化や市民の視点に立った効果的な情報の提供につながると考えられる。

(2) 組織内部における統合の効果

「お互いが持っているコネクションやノウハウを交換することで、事業の幅が増える」あるいは「人々の感性を刺激する多彩な美術作品と、創造的発想の源泉となる広範な知識を提供する図書資料が結びつくことで、市の文化をより豊かにすることができる」、「総務、経理系など業務を見直すきっかけ、効率化が図れる」、「組織の専門職員の層に厚みが増す」、「全く異なる分野の部署への異動で、職員の幅広い人間性が育まれる」などが挙げられた。これらは、市民の視点に立った効果的な情報の提供、あるいはスケールメリットを生かした事業

運営や組織力の強化につながると考えられる。

(3) 利用者、住民、市民団体からみた統合の課題

「あれもやっています」「これもやっています」が増えすぎて、事業団の全体像がぼやけてしまう」や「予約システム利用と料金支払い方法を統一するのか、できるのか?」、「他施設の申込を可能とした場合、施設間の連携・情報共有が難しく、かえって混乱を招く」、「市内、市外ルールの一統化」などが挙げられた。

統合理念の整理、あるいはサービス水準の一統・明確化、利用申込み体制の見直し・整理といった課題解決が必要と考えられる。

(4) 組織内部からみた統合の課題

「組織が大きくなることで、職員の間でお互いの顔が見えなくなり、意思の疎通、意識の共有、情報の共有がますます困難になる」あるいは「予算総額が統合前のそれを下回れば、今までと同じ規模の事業維持は困難なのではないか」、「理念の一統、サービスの統一基準をどこにどう合わせるか」、「スペシャリストとゼネラリストのバランス」、「専門性を持った人材の確保」、「どこで働くことになるかわからない」という状況にストレスを感じる」、「意思決定や市マターの対応などで煩雑になりそう」、「システム担当、広報担当のような兼務業務ではなく課もしくは係にした方がいい」、「文化芸術・スポーツ・生涯学習と統括する分野が幅広くなると、専門領域外の人事異動によってサービス低下を招く、もしくはそれを回避しようとして逆に人事が硬直化する可能性がある」などが挙げられた。

ゼネラリストとスペシャリストの両立、職員の意識改革とモチベーションの維持、あるいは統合を契機とした組織体制の見直し、予算・財源・人員の確保といった課題解決が必要と考えられる。

V 両事業団の役割

文化事業団と生涯学習振興事業団は、それぞれの定款で、法人の目的を「市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」（文化事業団）、「すべてのライフステージにおいて、市民一人ひとりが自発的にスポーツや学習、交流等の生涯学習活動に取り組めるような環境を整備し、生涯を通じた健やかな心身の育成と地域社会の発展を推進し、もって潤いのある豊かな市民生活の形成に寄与すること」（生涯学習振興事業団）と明記している。

こうした目的に基づき、実施してきた事業は、市の施策とも密接に結びついている。市の各個別計画においての両事業団の役割は、以下に示すとおりである。

(1) 武蔵野市文化振興基本方針

文化事業団については、武蔵野市文化振興基本方針（平成30(2018)年策定）において、「市民の自主的な芸術文化活動を促進する場として施設を貸し出すだけでなく、年間120本以上の自主事業を通じて良質な芸術文化公演や美術展示等の提供に努めて」きたこと、「市民が身近なところで国内外のアーティストによる様々なジャンルの公演を気軽に楽しめる機会」を提供し、「その質の高さと独自性は、市内外からのファンを惹きつけ、多くの来場者を集め」てきたと、これまでの役割を評価されるとともに、「従来の評価の高い公演事業の実施に加えて、地域の文化振興の拠点として文化施設が担うべき新たな役割を踏まえて、芸術体験・創造型事業の企画や実施、文化振興の担い手との連携の強化など、団体としての機能を拡充していく必要」があると示されている。

(2) 武蔵野市スポーツ振興計画

生涯学習振興事業団については、武蔵野市スポーツ振興計画（平成21(2009)年4月策定）では、「きっかけづくりの充実【広げる】」など同計画の4つの基本方針をスポーツ施設の管理運営、スポーツ教室の充実などの事業で具体化するとともに、「市、振興事業団、体協、関係機関等の連携」において、「武蔵野市らしいスポーツの振興」のためのスポーツ振興の推進役として位置づけられている。また、「安心してスポーツを楽しむための支援」においては、施設管理者として、適正な管理にとどまらず、施設の改修に関する役割も記載されている。さらに平成28(2016)年度の同計画の一部改定（～平成33（2021）年度）においても、スポーツ教室・自然体験教室の充実に加え、障害者を対象としたスポーツ教室の充実が示されている。

(3) 武蔵野市生涯学習計画

武蔵野市生涯学習計画（平成22(2010)年度～31(2019)年度）では、重点施策として「武蔵野プレイスにおける機能連携」を掲げている。平成23(2011)年の武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイス（以下「武蔵野プレイス」という。）開設以前の策定計画のため、計画の上での主管課はプレイス準備室となっているが、現在では、指定管理者として生涯学習振興事業団が、「個々の機能が単立することなく、相互に関係しあうことにより、多様な目的で活動する人や団体をつなぎ、ときに応じて支援しあったり、その中から新たな活動が芽生えたりする等、

これまで以上に市民の多彩な活動を推進する場」である武蔵野プレイスの運営を担っている。また、新規事業「武蔵野スポーツ振興事業団の改組による生涯学習施策の一体的推進」においては、「武蔵野プレイスの開設を契機に、既存法人を財団法人武蔵野生涯学習振興事業団に改組し、文化およびスポーツ施策を一体的に推進」と示されている。

(4) 武蔵野市第2期図書館基本計画

武蔵野市第2期図書館基本計画（平成31(2019)年度～40(2028)年度）では、「中央図書館の今後のあり方に向けて」として図書館3館の役割分担についての考えが示された。現在、生涯学習振興事業団が指定管理者の武蔵野プレイスは「多世代の交流情報拠点」として「青少年活動支援、市民活動支援、生涯学習支援との複合機能施設」「新たな『若者の居場所』」「武蔵境の新たな賑わい拠点」、吉祥寺図書館は「吉祥寺の駅前情報拠点」として「吉祥寺の来街者を含む幅広い層に対応」「吉祥寺の地域密着情報の提供や発信を通じて、街の文化振興、地元産業支援を実現」とそれぞれの館の役割が示されている。

このように、両事業団の個々の施設や事業については、その役割等が各個別計画に明記されているほか、武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告書（平成26(2014)年）においては、財政援助出資団体の意義は、「専門的な公共サービスを継続的・安定的に実施できること。」「民間の多様な人材・知識・ノウハウを活かし、より効率的・効果的な事業展開が可能であること。」「民間資金の活用による柔軟な財政運営が可能であること。」「市と密接に連携しつつ、民間であることの機動性を活かすことで、より質の高い公共サービスを適正に提供できること。」と示されるとともに、「文化、生涯学習、スポーツは関連性が高く、今後一体的に推進することでより効果・効率が高まる」と、これらの事業を一体的に進めることの効果や可能性について言及している。

また、これら個別計画の上位計画であり、今後の市のあり方の方向性を示す武蔵野市第六期長期計画においても、両事業団については、「市民にとっての文化の享受と発信において、（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の活動が寄与することがますます期待される。両事業団の持つ資源を有機的に結びつけた効果的な事業展開によるさらなる文化の発展を図る」としている。

市が振興を図り、発展させようとしている「文化」とは、文化振興基本方針にあるとおり、音楽や美術、舞台などといった「芸術文化」だけではなく、「市民の自発的活動による、意識の高いまちづくり活動により醸成」される豊かで多様な「市民文化」を含めたより広義なものである。2つの事業団が定款に掲げる目的は、まさにそうした活動を推進することにより「地域社会の発展」と「豊かな市民生活の発展に寄与すること」であり、文化の享受や発信において、両事業団の効果的な事業展開が期待されている。

Ⅵ 統合により期待される効果

武蔵野市財政援助出資団体任方検討委員会報告書や武蔵野市第五期長期計画・調整計画において文化事業団と生涯学習振興事業団の統合の方向性が明記されたことを受け、両事業団では「公益財団法人武蔵野文化事業団と公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会」を設置し統合に向けた検討を進めることとした。

設置要綱（平成31(2019)年4月1日施行）では、同委員会の所管事項を第2条第1項において「両事業団の統合の効果と統合に向けた課題に関すること」とし、報告書の「Ⅳ 統合検討に関する調査」にあるとおり、委員会ではこれらの検討のための情報収集として、他団体への視察やアンケート調査に加え、両事業団の職員に対するアンケート調査を実施してきた。

委員会は、これらの視察及びアンケートの結果などを参考に両事業団が統合することの効果及び統合に向けた課題について検討した。その結果、期待される統合の効果を以下のとおり「市民文化の醸成」「効率的・効果的な事務事業の展開」「組織力の強化」の3つに整理した。

1 市民文化の醸成

(1) 事業やサービスの融合による地域の活性化

「武蔵野市第五期長期計画・調整計画（平成28(2016)年度～32(2020)年度）」は、文化事業団と生涯学習振興事業団の統合について、両事業団の活動がともに、市民にとっての市民文化の享受と発信に資するものであって、これらを一体的に推進することで、さらなる市民文化の発展と醸成を目指すとしている。

また、文化事業団は「市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」を、生涯学習振興事業団は「生涯を通じた健やかな心身の育成と地域社会の発展を推進し、もって潤いのある豊かな市民生活の形成に寄与すること」をそれぞれ定款の組織の目的として掲げており、「地域社会の発展」が共通の目的となっている。

文化活動や生涯学習活動を通じて、市民一人ひとりが知識や経験を深めるだけでなく、その成果を地域で共有・活用していくことでより地域は活性化していく。

両事業団が統合し、互いの事業やサービスを融合させ、市民に対し新たなサービスを提案・提供していくことで、利用者間に新たな繋がりが生まれることが期待される。そうした繋がりが活動に寄り添い、支援していくことにより、さらなる市民文化の発展や地域の活性化に寄与していくことが期待される。

(2) 分野連携によるサービス等の多様化

文化事業団と生涯学習振興事業団は、これまでも事業の中で連携を行ってきたが、そのほとんどが、相手方が管理している施設を借りて事業を行うなど、既存の事業への協力を求めるレベルの形式的な連携にとどまっていた。

人生100年時代といわれる中で、多くの市民がそれぞれのライフステージやライフスタイル

にあった学びの場や文化に触れる機会を求めている。このようなニーズに応えるため、両事業団が力を合わせて、多様で質の高い事業やサービスを提供していくことが望まれる。

統合が実現した場合は、これまでのレベルを超えて、両事業団の職員が企画・立案の段階から合同で協議を行い、専門性を活かした事業を計画・実施していくといった、実質的な連携が可能となり、多様なニーズに応えるバリエーション豊かなサービスや、分野を超えた新たな提案を市民に提供することができる。

2 効率的・効果的な事務事業の展開

(1) 市民の視点に立った効果的な情報の提供

文化事業団は昭和59(1984)年11月に設立し、市の文化施設整備に伴い、その管理施設を加えつつ35年間、生涯学習振興事業団は平成元(1989)年に財団法人武蔵野スポーツ振興事業団として設立、その後武蔵野プレイスと吉祥寺図書館を加え30年間、それぞれ専門の分野で実績と経験を積み上げてきた。

これまでは、それぞれの事業団でそれぞれの分野について、別々の広報媒体やホームページを通じて情報提供が行われてきたため、両方に興味関心がある市民は望む情報に応じて、参照する媒体を選び利用せざるを得ない状況にある。

統合が実施されれば、文化や生涯学習活動に関する情報を一括りに提供することができ、市民は一元化された情報ソースにアクセスすれば、容易に必要な情報に辿り着くことができるようになる。また、これまで両事業団が別々に利用者に提供してきたホームページ等の情報や広報媒体も、合同で企画・運用することで、内容を充実させ、またコストを抑制することができる。

合わせて、両事業団の活動について広報の媒体や場所を融合させるメディアミックス(*1)やクロスメディア(*2)といった広報戦略も可能性の広がりが望める。

(*1) 1つの商品や事業に関する同じ内容の情報を複数のメディアを使って広報する戦略

(*2) 1つの商品や事業に関する情報を複数のメディアを組み合わせる効果的に提供する戦略。「詳しくはWebで」など

(2) スケールメリットを活かした事業運営

平成26(2014)年5月に市がまとめた武蔵野市財政援助出資団体在り方検討委員会報告書は、団体の見直し方向として「統合し、体制を強化した上で、事業の効率化と質の向上を図る」として、事業の効率化と質の向上の両方を統合の効果として想定している。

費用面では、ホームページや情報システムの刷新など物理的な更新にかかる費用のほか、統合に係る各種事務の人件費など、実務的なインシヤルコストが発生する。その一方で、経理や契約など共通する事務の見直しや一元化など、経営の合理化によりランニングコストを抑制していくことも求められるが、合理化による節減分を原資として新たな事業やサービスの改善のための予算に充てることで、事業の効率化と質の向上の両者を統合により実現していくことが可能となる。

このほか、統合により従来の組織の枠を超えた協力を推進することによって、棲み分けされ

ていた活動団体・利用者を新たな利用者層として掘り起こすことや、補助金の獲得や自主事業のノウハウを共有・活用していくことで事業団として利用者や収入の向上に繋げるなど、統合を生かした事業の展開が期待される。

3 組織力の強化

(1) 期待される役割を果たしうる体制づくり

平成30(2018)年度にまとめられた武蔵野市文化振興基本方針は、地域の文化振興の拠点として文化施設が担うべき新たな役割を踏まえて、芸術体験・創造型事業の企画や実施、文化振興の担い手との連携の強化など、文化事業団が団体としての機能を拡充していく必要があり、生涯学習振興事業団との統合を進め、期待される役割を担いうる体制づくりを行っていくとしている。

武蔵野市第六期長期計画においては、市においても東京2020オリンピック・パラリンピック大会を契機にこれまで取り組んできた、年齢や性別、障害のあるなしに関わらず親しめるスポーツ環境・芸術環境の整備や、国際交流、小中学校体験授業支援、市政情報や観光情報の外国語対応などをレガシーとして残し、豊かな市民文化を醸成していくとしており、こうした活動の担い手となる主体が求められている。

市の財政援助出資団体は福祉・子育て・文化・スポーツなど様々な分野の公共サービスを担い、民間企業で担うことが困難なサービスや質の高いサービス提供等に成果を挙げてきた。市民文化の醸成を担うという役割は、一つの団体の力では容易に果しえないが、複数の団体が有機的に結びつき事業を展開していくことで、より確かな前進をすることができる。文化事業団と生涯学習振興事業団が統合により連携を強めることで、市の文化振興の担い手としての役割や、市の財政援助出資団体に期待される役割をさらに進めていくことが期待される。

(2) 指定管理者としての信頼等の確保

両事業団は、これまでも、文化、スポーツ、図書館といった多くの市民が集う多様な施設の指定管理者として実績を重ねてきた。平成31(2019)年3月に市が制定した「指定管理者に関する基本方針(令和2(2020)～6(2024)年度)」では、市と密接な連携を図る必要がある施設は、市の政策の推進に向けて、市と指定管理者が密接な連携を図りながら施設の管理運営を行うことが求められるため、非公募で候補者を選定するとしているが、定型的な管理業務が主となる6つの施設(公会堂、芸能劇場、スイングホール、かたらいの道市民スペース、松露庵、自然の村)については、文化施設のあり方の検討や類型別施設整備計画の策定が行われ、施設の方向性が決定した後に、原則として公募を行うことを前提に課題の整理等を行う方針が明らかとなっている。

指定管理者制度の今後の動向にも注意を払いながら、統合により両事業団が互いの強みを生かしつつ、組織全体としてのポテンシャルを高めるとともに、事業執行の効率性や効果を向上させていくことにより、将来に向けて市や市民から支持されるような、指定管理者としての高い信頼と資質を確保していくことが期待される。

VII 統合に向け整理すべき課題

1 統合に向けた主な課題

統合の効果と同様、情報収集として行った視察やアンケートの結果を参考に委員会としてとりまとめた。統合の効果に比べ統合に向けた課題は多方面に分散しているため、大括り化はせず、各号列記の形でまとめた。

(1) 統合理念の整理

文化事業団と生涯学習振興事業団は、これまで地域社会の発展をはじめとする定款に掲げた組織の目的を実現するべく、様々な事業を企画し地域に提供してきたが、新たに統合という課題に向き合うこととなった。これまでの事業を超え、統合に踏み出すことにより何を生み出そうとしているのか、利用者に対し、そして統合を実現していく職員に対しても、明確化していく必要がある。

(2) サービス水準の統一・明確化 「施設管理予約システム」

これまで両事業団では、サービスの申込みの開始時期や料金等について市民優先や利用者配慮などを目的に、市民と市民以外、高齢者・障害者など、申込区分や料金等に差異を設けている。統合に合わせてこれらの違いを市民に分かりやすく統一していくのか検討が必要である。

(3) 利用申込み体制の見直し・整理

現在、両事業団とも施設の申込みには武蔵野市文化・スポーツ・生涯学習ネット（以下「公共施設予約システム」という。）を使用しどこからでも申込みが行えるようになっているが、利用料の支払いは、生涯学習振興事業団が原則サービスを受ける施設で現金扱い、文化事業団は銀行振込方式を取っている。また、生涯学習振興事業団では講座などの申し込みにも公共施設予約システムを使用し参加料は現金扱いであるのに対し、文化事業団の公演チケットは、かーるく満席（チケット予約システム）を使用し、電話、窓口、インターネットで予約を受け付け、支払いは、現金、銀行払込、口座引落、クレジットカード扱いと異なっている。統合に合わせて見直しを行うのか検討が必要である。

(4) 利用者にわかりやすく効果的な広報

文化やスポーツ、生涯学習など幅広い分野に係る事業を統合後の組織が一手に担うことになり、事業のメニューが増えるなか、利用者が欲しい情報に容易にたどりつけるよう、情報を一元的に整理してわかりやすく市民に提供していく必要がある。

(5) 利用者に配慮したスムーズな移行

両事業団が統合されても基本的なサービスは維持・継続される。統合によりサービスが中断したり、従来の利用者が混乱したりすることのないよう計画的でスムーズな移行体制と利用者への丁寧な説明が求められる。

(6) 統合を契機とした組織体制の見直し

2つの組織を単純に合体することでも統合はなし得るが、従前と同様な手法で業務を進めても統合の効果やメリットは生まれない。元々異なる分野の担当が、統合後に縦割りにならないよう横断的な仕組みを付加したり、専門性を高めるため部門制を敷いたり、あるいは広報や地域貢献といった戦略的なセクションを設けるなど、組織体制を見直すチャンスと捉えることができる。

(7) ゼネラリストとスペシャリストの両立

事業団が市の公の施設の指定管理者に指定されるのも、図書、スポーツ、文化といった特定の分野に関する専門性が期待されてのことと考えられる。将来、市の公の施設の指定管理に公募が導入されることを想定すれば、この専門性はより充実させていかなければならない。その一方で、大きくなる組織を適正にマネジメントできる職員も一層必要となる。事業団の中でスペシャリストとゼネラリストをどのようなバランスで、どのように育成していくのか、検討が必要である。

(8) 管理部門の強化とガバナンスの確保

組織が大きくなることで事業の幅は広がるが、その一方で組織の細部まで管理の眼が届かなくなることも想定される。事件や事故といった組織の信頼を損なう事態が生じないよう、セルフチェックを基本としながらも、法令の順守や危機管理など、組織としてのガバナンスを確保できるよう、組織の規模にふさわしい管理体制を構築していく必要がある。

(9) スケールメリットを活かした事務の効率化と事業の質の向上

統合を進めるにあたっては、経理や法務など両事業団に共通する事務の合理化や効率化が求められる一方で、より質の高いサービスの提供も期待される。事務の効率化と事業の質の向上をどのようなバランスで両立させるのか、検討が必要である。

(10) 新たな機能連携の仕組みづくり

現時点でも両事業団の事業連携は行われているが、所管の施設を相手方の事業のために使用を許可するといった表面的なレベルの連携にとどまっている。統合を機に、例えば業務連携推進チーム（仮称）などを設置し、企画段階から担当者が連携するような連携を深める仕組みづくりを行っていくなどの対策が期待される。

(11) 組織内部の情報共有とコミュニケーション

統合が実施された場合、事業団は18の施設を管理することとなるが、市民からはひとつの

組織として見られることとなる。職員はそれぞれの施設の基本的な情報を理解し、問合せがあればひとつの組織の職員として責任ある対応が期待される。そのためには、研修や資料などを通じ組織全体や担当以外の施設の情報を把握しておくとともに、200人近い職員が互いにコミュニケーションを取り合い、緊密に協力しあって事業が進められるような環境を整えていく必要がある。

(12) 職員の意識改革とモチベーションの維持

統合の方針が決定した場合、それを実現していくのは両事業団の職員である。職員が統合の目的を自覚し、主体的・積極的に動かなければ、統合の効果は生み出すことができない。そのためには、統合が両事業団の定款でそれぞれ目的に掲げる「地域社会の発展」に寄与するための大きなプロセスであることを職員一人ひとりが認識し、行動していくよう、組織としてオリエンテーションを行っていく必要がある。

(13) 予算・財源・人員の確保

統合に対しては事業の効率化とともに、サービスの質の向上も期待される。そのためには、市と協議しつつ、市民に向けて真に必要な事業を厳選するとともに、補助金申請や自主事業の運営など、互いのノウハウを生かした財源調達も進めていくことが期待される。また、これらの事業を実現していくのは職員自身である。地域のニーズや期待に応えることができるよう、必要な人員や人材の確保と育成に努めていく必要がある。

VIII 統合の形態等

前述のような効果や課題を踏まえ、両事業団が統合するためには、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に従い、手続きを進めることとなる。

1 合併

法人法によれば、財団法人同士の統合は同法第2条に定める「吸収合併」か「新設合併」のいずれかの方法による。

○ 法人法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 **吸収合併** 一般社団法人又は一般財団法人が他の一般社団法人又は一般財団法人とする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後存続する法人に承継させるものをいう。

六 **新設合併** 二以上の一般社団法人又は一般財団法人がする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継させるものをいう。

新設合併は、過去のイメージにとらわれず、リフレッシュしてスタートさせることができることや対等なイメージで統合することができるメリットがある一方、許認可や免許等が新設される団体に引き継がれないための再取得や、すべての不動産について名義変更をし直す必要があるなど、事務の煩雑さを招くデメリットもある。

また、吸収合併は、存続法人の許認可や財産等は継承されることや、存続法人のシステム・ルールをそのまま利用するため、手続きやルール整備が比較的簡便ですむメリットを持つ一方、合併により存続する法人と消滅する法人が明確となるため、合併後に障害の残らない配慮が必要である。

一般的に財団法人同士の統合においては、存続法人の許認可が継承され、手続きが比較的簡便な吸収合併の形態をとる場合が多い。

2 公益認定の変更申請

二以上の公益法人が合併する場合において、同じ公益目的事業を行っている財団法人同士の合併（A文化財団とB文化財団の合併など）のときは、手続きは認定法第24条の届出で足りるが、文化事業団と生涯学習振興事業団の合併は公益目的事業やその内容が変更となるため、同法第11条の規定による変更の認定が必要となり、有識者からなる合議制の委員会（東京都の場合は東京都公益認定等審議会）への諮問を経てその認定を受けなければならない。

○ 認定法（抜粋）

（変更の認定）

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
- 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
- 三 収益事業等の内容の変更

（合併等の届出）

第二十四条 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。）

（委員会への諮問）

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）

Ⅸ 統合に向けたスケジュール案

1 統合に向け整理すべき項目

統合にあたっては、前述の公益認定変更申請のほか、準備や整理のための多様な事務作業が必要となる。視察やアンケートの結果、その他の資料などから想定される主な事務作業は次のとおり。

区 分	主 な 事 務 作 業
統合・公益認定変更 申請関連	○ 定款に掲げる組織目的の決定 ○ 統合の効力発生日（統合年月日）の決定 ○ 公益認定変更（都公益認定等審議会）申請の調整など
組織アイデンティティ 関連	○ 組織名称、愛称等の決定 ○ コンセプト、キャッチフレーズ等の決定 ○ ロゴマークの選定 など
役 員 関 連	○ 役員数の調整（経過措置を含む） ○ 役員の人選 ○ 役員報酬額の決定 など
職 員 関 連	○ 職制（固有職員、嘱託職員、高齢者再雇用職員、臨時職員）の調整 ○ 給与（給料・報酬、手当等）の調整 ○ 福利厚生（休暇、研修等）の調整 ○ 勤怠・給与管理システムの調整 など
財 務 関 連	○ 基本財産の継承 ○ 資産（固定・流動資産、備品、消耗品等）の継承 ○ 負債（未払金等）の継承 ○ 会計・経理システムの調整 ○ 使用料等の決済システムの変更（新決済方式の検討）など
事 業 関 連	○ 会員制度、優遇制度等の検討 ○ 受付、問合せ対応等の検討・事前研修 ○ 広報の統合（情報誌、ホームページ） ○ 定款、規程、要綱等の統合 ○ 指定管理協定の調整（基本、年度） ○ 文書管理システムの調整 ○ 決裁方式の調整（電子決裁の導入検討） ○ グループウェア（スケジュール管理、情報共有ほか）の導入検討 など
施 設 関 連	○ 保全改修計画との調整 ○ 看板、サイン等の変更 ○ 清掃、警備等部分的再委託の調整 など
その他統合関連	○ 新体制による事業計画書、予算書の作成 ○ イニシャルコスト、ランニングコストの試算 ○ 法人登記の変更 など

2 統合のための手続き

今後は、「統合に向け整理すべき項目」に記載したような事務作業を計画的に処理していく必要がある。そのためには、例えば、両事業団の職員による統合準備委員会のような組織を立ち上げ、進行管理を行っていくような体制が望まれる。

今後、統合のためのプロセスとして、関係法令や委員会での情報収集などから、次のような法的・対外的な手続きが必要となる。

手 続	説 明
合併の覚書の締結 (任意)	合併の準備を正式に始めることの覚書又は同意書。予定する合併の方式(新設・吸収)、目標とする効力発生日(合併日)、合併後の法人の名称・住所等を記載
定款の変更 (法人法第200条)	評議員会の決議を経て、目的、組織の名称、主たる事務所の所在地等を変更
公益認定変更申請 (認定法第11条)	事業団が行う事業の変更等について東京都都民生活部管理法人課に申請。東京都公益認定等審議会への諮問と許可が必要
評議員会による特別決議 (法人法第247・251条)	合併にかかる両事業団の正式決議。効力発生日(合併年月日)法人法の規定により出席者の3分の2の賛成が必要
合併契約の締結 (法人法第247・251条)	評議員会の特別決議(3分の2以上の多数による決議)に基づき締結
書面等の据置き及び閲覧 (認定法第250・253・256・260条)	法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、主体事務所に据え置き
地位の継承の認可 (認定法第25条)	新設法人又は存続法人が消滅法人の契約関係など、その地位を法的に継承するための認可
債権者保護手続 (法人法第248・252・258条)	債権者に対し、合併の概要とともに、合併に対し異議を述べることができる旨を官報に公告。合併関係書類を据置とし閲覧に供する。
消滅法人の解散 (法人法第202条)	合併による場合は精算することなく解散により法人が消滅
合併変更登記申請 (認定法第300・307条、 商業登記法第108条)	効力発生日後、法務局に申請

(注) 公益法人の統合は法的には「合併」となるため、「合併」と表記

3 統合に向けた主な手続きとスケジュール案

先行団体への視察やアンケート調査からの情報、統合に向け整理すべき各項目のボリューム、統合のための手続きを行うべき時期を整理し、現時点における統合のスケジュールを想定した。

システムの再調達や新規導入は作業に時間を要するため、早期からの準備が必要となる。その他の手続きや作業を含め、統合に向けた必要な人員・体制を確保したうえで、2年程度の準備期間を要するものとして想定した。統合により事業団の事業範囲等が拡張される場合は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第11条の規定により東京都公益認定等審議会への諮問と認定を受ける必要があり、確実に認定を受けるためには、東京都の担当者との間で十分な事前協議をしておく必要がある。

時 期	統合に向けた主な手続きとスケジュール
令和2(2020)年	○ 統合の覚書締結 ○ 統合準備会（仮称）の設置と準備作業の開始 ○ 既存システムの再調達検討（施設予約管理、勤怠管理・給与、公益会計など） ○ 新システムの導入検討（電子決裁、文書管理、グループウェアなど）
令和3(2021)年	○ 定款の変更（組織目的、事業範囲、組織名称など） ○ 公益認定変更申請にかかる東京都との事前協議 ○ 評議員会による合併の特別決議 ○ 合併契約書の締結 ○ 合併公告・合併契約書類の事前開示 ○ 理事会による規程等の改正の承認 ○ 東京都への公益認定変更申請
令和4(2022)年	○ 統合後の事業計画・予算書の作成と理事会の承認 ○ 公益認定変更申請の都公益認定等審議会の諮問及び認定 ○ 合併の周知（市報等） ○ 消滅法人の解散 ○ 権利義務・財産の継承 ○ 4月1日 合併（効力発生） ○ 合併変更登記

4 当面のスケジュール

以上のとおり、統合後の組織の名称をはじめ、人事や財務、事業など、多くの項目を整理しつつ、法的・対外的な手続きを合併の効力発生日（統合日）までに遺漏なく進行させていかなければならない。

今後、理事会等における協議を得たうえで、統合に向けた覚書を締結するなど、早い段階で両事業団間の合意形成を行い、準備作業に入ることが望まれる。

【参考資料】

(1) 検討等の経緯

期 日	実 施 内 容	摘 要
平成31(2019)年 4月23日	第1回委員会	検討の進め方、協議スケジュール等について
令和元(2019)年 5月24日	第2回委員会	視察及びアンケートの実施について
6月～7月	情報収集	視察（2団体）、団体アンケート調査（6団体）、 職員アンケート調査（両事業団職員）
7月26日	第3回委員会	視察アンケートの結果、報告書の骨子（案）について
8月26日	第4回委員会	報告書の骨子について（両事業団理事長報告）
10月4日	生涯学習振興事業団 理事会	統合検討委員会における検討状況について（報告）
10月29日	文化事業団理事会	統合検討委員会における検討状況について（報告）
11月14日	市議会総務委員会	統合検討委員会における検討状況について（行政報告）
11月18日	市議会文教委員会	統合検討委員会における検討状況について（行政報告）
11月25日	第5回委員会	検討委員会報告書（案）について
令和2(2020)年 1月21日	生涯学習振興事業団 理事会	検討委員会報告書（案）について（報告）
	文化事業団理事会	検討委員会報告書（案）について（報告）
2月13日	第6回委員会	検討委員会報告書について
3月9日	生涯学習振興事業団 理事会	検討委員会報告書について（報告）
3月24日	文化事業団理事会	
3月31日	生涯学習振興事業団 評議員会	
4月3日	文化事業団評議員会	
6月15日	文化事業団理事会	合併に向けた覚書の締結について
6月26日	生涯学習振興事業団 理事会	
6月30日	文化事業団評議員会	
7月18日	生涯学習振興事業団 評議員会	
7月20日	合併覚書の締結	合併に向けた基本的な項目についての覚書を締結

(2) 統合検討委員会設置要綱

○ 公益財団法人武蔵野文化事業団と公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 公益財団法人武蔵野文化事業団及び公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団（以下「両事業団」という。）が担うべき今後の役割を踏まえ、両事業団の統合の効果と課題の明確化、統合のための課題整理を進めるため、両事業団の統合検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を両事業団の理事長に報告する。

- (1) 両事業団の統合の効果と統合に向けた課題に関すること。
- (2) 両事業団の効果的な統合のために必要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、両事業団の理事長が必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる職員をもって構成し、両事業団の理事長が任命し、又は委嘱する。

- 2 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会が必要と認めるときは、検討委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 検討委員会の円滑な運営を行うため、検討委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2に掲げる職員とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認める者を幹事会に出席させることができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会に必要な調査や作業を行うために、幹事会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は別表3に掲げる職員とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、作業部会の構成員は、それぞれの組織の職員から必要と認める者に協力を求め、又は作業部会に出席させることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、両事業団事務局に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め

る。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

別表1（第3条関係）

公益財団法人武蔵野文化事業団事務局長
公益財団法人武蔵野文化事業団施設管理課市民文化会館管理係長
公益財団法人武蔵野文化事業団事業課長
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団事務局長
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団本部事務局管理課長
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団武蔵野プレイス事業部プレイス管理課長
武蔵野市総合政策部企画調整課長
武蔵野市市民部市民活動推進課長
武蔵野市教育委員会事務局教育部生涯学習スポーツ課長

別表2（第5条関係）

公益財団法人武蔵野文化事業団事務局長
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団事務局長
武蔵野市市民部市民活動推進課長
武蔵野市教育委員会事務局教育部生涯学習スポーツ課長

別表3（第6条関係）

公益財団法人武蔵野文化事業団施設管理課市民文化会館管理係長
公益財団法人武蔵野文化事業団事業課長
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団本部事務局管理課長
公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団武蔵野プレイス事業部プレイス管理課長
武蔵野市総合政策部企画調整課企画調整主査
武蔵野市市民部市民活動推進課コミュニティ推進係長
武蔵野市教育委員会事務局教育部生涯学習スポーツ課生涯学習係長

(3) 団体アンケート調査票（様式）

事業運営に関するアンケート調査（調査票）

団体名	
-----	--

ご多忙のところ恐縮ですが、次頁以降の質問につきご回答ください。

なお、定款（写）や組織図、ホームページ（写）など、別資料を添付いただける場合は「別添〇〇参照」と記入いただくだけでも結構です。

主たる記入者		問合せ先	
--------	--	------	--

I 基本的事項について

所在地				
代表者氏名				
設立経緯 (設立、法人種別 変更、名称変 更、事業統合等)	年	月		
	年	月		
	年	月		
	年	月		
	年	月		
設置目的				
事業内容				
事業分野	体育館	陸上競技場	プール	公文書館
	生涯学習活動支援	市民活動支援	青少年活動支援	図書館
	多目的ホール	演劇場	美術館	博物館
	その他主要施設			
基本財産	千円			
役員等	理 事 名	内 訳	常務理事 名	監 事 名
	評議員 名	その他		
事業予算	千円 (年度)			

II 組織運営体制等について

貴団体の組織運営体制について、ご教示ください。（組織図や配置図、担当業務一覧など添付可）

組織体制	
------	--

Ⅲ 指定管理業務について

貴団体が受託・運営している指定管理施設について下欄に記入いただくか、組織図や配置図、担当業務一覧などの資料がございましたらご恵与ください。

Ⅳ 多様な事業の展開について

【問１】 スポーツや文化、生涯学習など、多様な分野で事業展開をするに至った主たる端緒や理由はどのようなことでしたか？

	区市町が策定した計画による
	複数の団体の統廃合、合併等による
	新たな公の施設の建設による
	他分野の施設の閉鎖による
	行財政政策の見直し
	住民サービスの向上
	認定法の施行
	その他

【問２】 貴団体又は貴団体の所管する分野について、貴団体又は市町村が描いた将来像やあるべき姿、目指すべき方向などについて記述した計画や方針等がありますか？また、それらはどのような記述になっていますか？

計画等の有無		ある → 下表へ		ない → 【問３】へ
--------	--	----------	--	------------

計画等の名称	記述内容

【問３】 問１で「統廃合、合併等による」と回答された団体について、お伺いします。

合併等によりどのような変化がありましたか？

区 分	変 化		変化の状況・理由など
人 員		増加した	
		ほぼ同じ	
		減少した	
事業費		増加した	
		ほぼ同じ	
		減少した	
利用者		増加した	
		ほぼ同じ	
		減少した	
事業に対する評価		高まった	
		ほぼ同じ	
		低下した	

その他の 変化	
------------	--

【問４】 その他スポーツや文化、生涯学習等、多様な分野の事業を展開することの効果はどのような点にあると認識されていますか？

	窓口の一元化による利用者の利便性の向上
	一元化による事業広報の強化
	異分野の担当との交流による職員の連携等の強化
	共通項の合同処理による経費等の削減
	経理や法務など管理部門の体制強化
その他	

【問５】 多様な分野の事業を所管・運営することの課題はどのような点にあると認識されていますか？

	組織の拡大による非効率化（施設や職員の分散配置による連絡や会合に時間がかかるなど）
	専門性の確保（広範な業務に関わることによる本来業務の疎外など）
	役員や管理部門への負担増（広範な分野にかかる知識等の要求など）
	職員間の認識の温度差（担当以外の分野に関する理解や認知の不足など）
その他	

【問６】 問５のような課題を解消するため、新たに始めたことや、工夫していることはありますか？

課題解決のための方策等	
-------------	--

【問７】 その他、貴団体の運営にあたり、お気づきの点等がありましたらご教示ください。

--

アンケート調査は以上です。 ご協力ありがとうございました。

(4) 職員向けアンケート（様式）

（公財）武蔵野文化事業団と（公財）武蔵野生涯学習振興事業団の統合に関する職員アンケート

令和元年7月1日

公益財団法人武蔵野文化事業団と公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団の統合検討委員会

武蔵野文化事業団と武蔵野生涯学習振興事業団は、両事業団が担うべき今後の役割を踏まえ、両法人の統合の効果等の明確化と課題整理を進めるため、統合検討委員会を設置しました。

委員会では、統合の効果や課題の検討を進めるため、先例となる他の団体へのアンケート調査等を行っていますが、統合の主体である両事業団の職員の皆さんからも率直なご意見を頂戴いたしたく、職員を対象としたアンケート調査を実施することとしました。

つきましては、次葉の調査票にご意見等を記入いただき、回答を所属法人の担当まで、メールまたはプリントアウトしたものを提出いただきますようお願いいたします

なお、回答内容を資料として公表する可能性があります、個人名は特定されないようにいたしますので、ご安心ください。

お忙しいところお手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

問1 あなたは、両事業団が統合され新たな法人となった場合、どのような効果（メリット）・新しい可能性を生み出していけるとお思いますか？

利用者、住民、利用団体等にとっての効果・新しい可能性

法人内部における効果・新しい可能性

問2 あなたは、両事業団が統合され、新たな法人となった場合、どのような課題があるとお思いますか？

利用者、住民、利用団体等にとっての課題

法人内部における課題

問3 両法人が統合された新たな法人で、あなた自身はどんなことをしてみたいですか？

--

問4 その他、両法人の統合について何かご意見などございましたら、ご自由にお書きください。

--

書き切れない場合は、ご自由に欄を広げてください。ご協力、ありがとうございました。

(5) 主な関係法令

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）

（公益認定の申請）

第七条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

- 一 名称及び代表者の氏名
 - 二 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款に定めがある場合に限る。）並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
 - 三 その行う公益目的事業の種類及び内容
 - 四 その行う収益事業等の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款
 - 二 事業計画書及び収支予算書
 - 三 事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合においては、当該許認可等があったこと又はこれを受けることができることを証する書類
 - 四 当該公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする財産目録、貸借対照表その他の内閣府令で定める書類
 - 五 第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

（変更の認定）

第十一条 公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 一 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む。）
- 二 公益目的事業の種類又は内容の変更
- 三 収益事業等の内容の変更

2 前項の変更の認定を受けようとする公益法人は、内閣府令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 3 前項の申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第五条及び第六条（第二号を除く。）の規定は第一項各号に掲げる変更の認定について、第八条第一号（吸収合併に伴い当該変更の認定をする場合にあっては、同条各号）の規定は同項第二号及び第三号に掲げる変更の認定について、前条の規定は同項の変更の認定をしたときについて、それぞれ準用する。

第十二条 行政庁の変更を伴う変更の認定に係る前条第二項の申請書は、変更前の行政庁を経由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該変更の認定をしたときは、変更後の行政庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（変更の届出）

第十三条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があったときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 名称又は代表者の氏名の変更
- 二 第十一条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更
- 三 定款の変更（第十一条第一項各号に掲げる変更及び前二号に掲げる変更に係るものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

- 2 行政庁は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（合併等の届出）

第二十四条 公益法人は、次に掲げる行為をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 合併（当該合併に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合又は次条第一項の認可の申請をする場合を除く。）

- 二 事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し第十一条第一項の変更の認定の申請をする場合を除く。）
- 三 公益目的事業の全部の廃止
- 2 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（合併による地位の承継の認可）

第二十五条 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人（当該公益法人が二以上ある場合にあっては、その一）は、当該新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。

- 2 行政庁は、新設法人が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、前項の認可をするものとする。
- 一 第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- 二 第六条各号のいずれかに該当するものでないこと。
- 3 第一項の認可があった場合には、新設法人は、その成立の日に、当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継する。
- 4 第七条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、第七条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については新設合併により消滅する公益法人及び新設合併により設立する法人（以下この条において「新設法人」という。）に係るもの、第二号から第四号までに掲げる事項については新設法人に係るもの）」と、同項第二号中「定款」とあるのは「定款の案」と、同条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第一号の定款の案及び第二号から第五号までに掲げる書類については、新設法人に係るもの）」と、同項第一号中「定款」とあるのは「新設合併契約書及び定款の案」と、第十二条第一項中「前条第二項」とあるのは「第二十五条第四項において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の認可を受けて合併により消滅する公益法人の地位を承継する新設法人についての第十八条及び第三十条第二項の規定の適用については、第十八条第一号から第四号までの規定中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同条第五号中「前各号」とあるのは「前各号及び第七号」と、同条第七号中「公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産」とあるのは「その成立の際に合併により消滅する公益法人から承継した財産であって、当該消滅する公益法人の公益目的事業財産であったもの」と、第三十条第二項第一号中「が取得した」とあるのは「が合併により承継し、又は取得した」と、「第十八条第六号に掲げる財産にあっては、」とあるのは「第二十五条第五項の規定により読み替えて適用する第十八条第七号に掲げる財産にあっては、合併により消滅する公益法人が」と、「もの」とあるのは「もの（当該公益法人が同日以後に第十八条第七号の内閣府令で定めるところにより公益目的事業の用に供するものである旨を表示したものを除く。）」と、同項第二号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、同項第三号中「公益認定を受けた日」とあるのは「その成立の日」と、「定めるもの」とあるのは「定めるもの並びに合併により消滅する公益法人が公益認定を受けた日以後にその公益目的事業を行うために費消し、又は譲渡した公益目的事業財産以外の財産及び同日以後に当該公益法人がその公益目的事業の実施に伴い負担した公租公課の支払その他内閣府令で定めるもの」とする。

（解散の届出等）

第二十六条 公益法人が合併以外の理由により解散をした場合には、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人）は、当該解散の日から一箇月以内に、その旨を行政庁に届けなければならない。

- 2 清算人は、一般社団・財団法人法第二百三十三条第一項の期間が経過したときは、遅滞なく、残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があったときも、同様とする。
- 3 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- 4 行政庁は、第一項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（委員会への諮問）

第四十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第八条又は第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関の意見（第六条第三号及び第四号に該当する事由の有無に係るものを除く。）を付して、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

- 一 公益認定の申請、第十一条第一項の変更の認定の申請又は第二十五条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（申請をした法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認定を拒否する場合を除く。）

〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）

（趣旨）

第一条 一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 吸収合併 一般社団法人又は一般財団法人が他の一般社団法人又は一般財団法人とする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併後存続する法人に承継させるものをいう。

六 新設合併 二以上の一般社団法人又は一般財団法人がする合併であって、合併により消滅する法人の権利義務の全部を合併により設立する法人に承継させるものをいう。

第二節 吸収合併

第一款 吸収合併契約等

（吸収合併契約）

第二百四十四条 一般社団法人又は一般財団法人が吸収合併をする場合には、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 吸収合併後存続する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併存続法人」という。）及び吸収合併により消滅する一般社団法人又は一般財団法人（以下「吸収合併消滅法人」という。）の名称及び住所
- 二 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

（吸収合併の効力の発生等）

第二百四十五条 吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利義務を承継する。

- 2 吸収合併消滅法人の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
- 3 前二項の規定は、第二百四十八条若しくは第二百五十二条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第二款 吸収合併消滅法人の手続

（吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第二百四十六条 吸収合併消滅法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。
 - 一 一般社団法人である吸収合併消滅法人にあっては、次条の社員総会の日の二週間前の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）
 - 二 一般財団法人である吸収合併消滅法人にあっては、次条の評議員会の日の二週間前の日（第九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）
 - 三 第二百四十八条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 3 吸収合併消滅法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併消滅法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併消滅法人の定めた費用を支払わなければならない。
 - 一 第一項の書面の閲覧の請求
 - 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併消滅法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（吸収合併契約の承認）

第二百四十七条 吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、

吸収合併契約の承認を受けなければならない。

(債権者の異議)

第二百四十八条 吸収合併消滅法人の債権者は、吸収合併消滅法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

2 吸収合併消滅法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収合併をする旨

二 吸収合併存続法人の名称及び住所

三 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の計算書類（第二百二十三条第二項（第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類をいう。以下同じ。）に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨

3 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。以下同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

(吸収合併の効力発生日の変更)

第二百四十九条 吸収合併消滅法人は、吸収合併存続法人との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、吸収合併消滅法人は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、第二百四十五条及びこの款の規定を適用する。

第三款 吸収合併存続法人の手続

(吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十条 吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 一般社団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第一項の社員総会の日（第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

二 一般財団法人である吸収合併存続法人にあっては、次条第一項の評議員会の日（第百九十四条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）

三 第二百五十二条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(吸収合併契約の承認)

第二百五十一条 吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、

吸収合併契約の承認を受けなければならない。

- 2 吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の債務の額として法務省令で定める額が吸収合併存続法人が承継する吸収合併消滅法人の資産の額として法務省令で定める額を超える場合には、理事は、前項の社員総会又は評議員会において、その旨を説明しなければならない。

(債権者の異議)

第二百五十二条 吸収合併存続法人の債権者は、吸収合併存続法人に対し、吸収合併について異議を述べることができる。

- 2 吸収合併存続法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

- 一 吸収合併をする旨
- 二 吸収合併消滅法人の名称及び住所
- 三 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨

- 3 前項の規定にかかわらず、吸収合併存続法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第三百三十一条第一項の規定による定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該吸収合併について承認をしたものとみなす。

- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

- 6 前各項の規定は、基金の返還に係る債権の債権者については、適用しない。

(吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第二百五十三条 吸収合併存続法人は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続法人が承継した吸収合併消滅法人の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

- 2 吸収合併存続法人は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

- 3 吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者は、吸収合併存続法人に対して、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、社員及び債権者が第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって吸収合併存続法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 (認定法規則)

(変更の認定の申請)

第八条 法第十一条第一項の変更の認定を受けようとする公益法人は、様式第二号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、法第七条第二項各号に掲げる書類のうち、変更に係るもの及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該変更を決議した理事会の議事録の写し
- 二 当該変更が合併又は事業の譲渡に伴う変更である場合には、その契約書の写し
- 三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

- 3 法第十一条第一項の変更の認定を受けた公益法人は、遅滞なく、定款及び登記事項証明書（当該変更の認定に伴い変更がある場合に限る。）を行政庁に提出しなければならない。

- 4 前項の公益法人は、当該変更の認定が合併に伴うものである場合にあっては、当該合併の日から三箇月以内に、当該合併により消滅する公益法人に係る次に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

- 一 当該合併の日の前日の属する事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間に係る第二十八条第一項第二号並びに第三十八条第一項第二号及び第三号に掲げる書類
- 二 前号の期間に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録並びに第二十八条第一項第一号に掲げる書類を作成するとするならば、これらの書類に記載し、又は記録すべき事項を記載した書類

○ 商業登記法

(合併の登記)

第百八条 吸収合併による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 吸収合併契約書
- 二 第八十条第五号から第十号までに掲げる書面
- 三 会社法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第二項(第三号を除く。)の規定による公告及び催告(同法第八百二条第二項において準用する同法第七百九十九条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 四 法人が吸収合併存続会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

2 新設合併による設立の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 新設合併契約書
- 二 定款
- 三 第八十一条第五号及び第七号から第十号までに掲げる書面
- 四 新設合併消滅会社が株式会社であるときは、総株主の同意があつたことを証する書面
- 五 法人が新設合併設立会社の社員となるときは、第九十四条第二号又は第三号に掲げる書面

3 第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、合名会社の登記について準用する。

公益財団法人武蔵野文化事業団と公益財団法人武蔵野
生涯学習振興事業団の統合検討委員会報告書

公益財団法人武蔵野文化事業団と公益財団法人武蔵野
生涯学習振興事業団の統合検討委員会